

東久留米市立小・中学校において児童生徒等や教職員の 新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応について

市立小・中学校において、児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の取扱いにつきましては、令和3年8月27日に文部科学省より示された「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン」に基づき対応を行うものとします。

【学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン（文部科学省）】

<https://www.mext.go.jp/content/000133781.pdf>

【学級閉鎖】

下記1～3に該当した場合には学級閉鎖を実施するものとし、その期間は、5～7日程度を目安に、感染の把握状況、感染の拡大状況、児童生徒等への影響等を踏まえて判断するものとします。

- 1 同一の学級において複数の児童生徒等の感染が判明した場合
- 2 感染が確認された者が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合
- 3 1名の感染者が判明し、複数の濃厚接触者が存在する場合

【学年閉鎖】

複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合、学年閉鎖を実施するものとします。

【学校閉鎖】

複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合には、学校全体の臨時休業を実施するものとします。

【その他】

上記については、管轄の保健所や学校医とも連携の上、文部科学省ガイドラインに基づき適宜適切に対応していきます。

なお、文部科学省は本ガイドラインについて「特に緊急事態宣言対象地域等に指定された状況下で、学校における濃厚接触者等の特定や臨時休業の判断等に当たっての考え方を取りまとめた」としていることから、当分の間（少なくとも令和3年9月末日迄）、上記のとおり対応を行います。

【本件に関する問い合わせ先】

教育部学務課

電話：042-470-7779